証券コード　4883
2021年３月12日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋本町３丁目11番５号
株式会社モダリス
代表取締役社長　森田　晴彦

第５回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第５回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面（議決権行使書）により事前に議決権を行使いただき、本株主総会へのご来場を極力お控えいただきますよう、お願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年３月29日（月曜日）午後５時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　2021年３月30日（火曜日）午前10時
（受付開始　午前９時30分予定）

2. 場　　所　東京都中央区日本橋室町１丁目５番５号
室町ちばぎん三井ビルディング（COREDO室町３）８階
日本橋ライフサイエンスハブ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第５期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第５期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する事後交付型株式報酬に係る報酬決定の件

以　上

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面（議決権行使書）により事前に議決権を行使いただき、株主総会へのご来場を極力、お控えくださいますよう、お願い申し上げます。書面（議決権行使書）による議決権行使期限は、2021年３月29日（月曜日）午後５時までとなります。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「会社の新株予約権等に関する事項」「連結注記表」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイトにて、株主総会ご来場される際のご協力のお願い等、また今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合にお知らせいたしますので、ご確認いただきますよう、お願いいたします。

＜当社ウェブサイト＞
https://www.modalistx.com/jp/ir/meeting/

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（４名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	森田（もりた）　晴彦（はるひこ） （1969年８月９日生） 所有する当社の株式の数 483,200株	1994年４月 麒麟麦酒株式会社（現 協和キリン株式会社） 入社 2002年１月 Booz Allen Hamilton Inc.（現 PwC Strategy &）入社 2003年11月 ワイズセラピューティックス株式会社 経営企画部長兼事業企画部長 2004年４月 株式会社シンク・アンド・ゴー 代表パートナー 2004年５月 株式会社ライフサイエンスイノベーションマネジメント 取締役（現任） 2006年３月 株式会社レグイミューン 代表取締役CEO 2015年５月 株式会社オルファビオ 代表取締役CEO 2015年５月 合同会社ブラッドアレイ 有限責任社員 2016年１月 当社 代表取締役社長（現任） 2016年４月 EdiGENE Inc.（現 Modalis Therapeutics Inc.） CEO（現任）
	【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】 当社設立時から創業者として代表取締役を務め、高いビジョンを持ち、時代の先を読む視点から当社及び当社グループをリードし、事業の拡大や企業価値向上に尽力してきました。同氏は、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、当社グループ全体の企業価値向上に資する役割を務めており、当社グループの更なる成長と企業価値向上に不可欠であると判断し、同氏を引き続き当社取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年２ヶ月となります。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	竹田（たけだ） 英樹（ひでき） （1958年９月25日生） 所有する当社の株式の数 193,300株	1983年４月 藤沢薬品工業株式会社（現 アステラス製薬株式会社） 入社 2009年１月 株式会社Medical Patent Research 代表取締役（現任） 2011年２月 株式会社日本網膜研究所（現 株式会社ヘリオス）代表取締役 2012年３月 脳科学香料株式会社 代表取締役 2014年８月 株式会社角膜再生研究所 代表取締役 2016年１月 当社 取締役（現任） 2017年３月 株式会社ヘリオス 監査役 2018年２月 株式会社シーテックス 社外取締役（現任） 2019年３月 シンクサイト株式会社 社外監査役（現任） 2020年12月 株式会社バイカ・セラピュティクス 社外取締役（現任）
	【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】 バイオメディカルの知的財産権分野等において、藤沢薬品工業株式会社（現 アステラス製薬株式会社）にて20年以上の豊富な知識及び幅広い見識を有し、また知的財産権のコンサルティング企業の経営者としての経験や見識をもとに、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、同氏を引き続き当社社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年２ヶ月となります。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	ジョセフ・マクラッケン （1953年４月24日生） 所有する当社の株式の数 －株	1997年11月 Rhone-Poulenc Rorer Pharmaceuticals VP Worldwide Business and Technology Development 2000年８月 Genentech VP Business Development 2011年７月 Roche VP Global Head of Business Development and Licensing 2013年10月 Savara Inc.（SVRA） Board member（現任） 2015年12月 株式会社レグイミューン 社外取締役（現任） 2018年４月 Kindred Biosciences（KIN） Board member（現任） 2018年８月 当社 取締役（現任） 2019年10月 Neuropore Therapies Inc. Board member（現任） 2020年３月 Lumos Pharma, Inc.（LUMO） Board member（現任）
	【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】 ジェネンテック社、ロッシュ社等の多国籍の製薬企業において事業開発部門のヘッド及びシニア・ヴァイス・プレジデントを務めるなど製薬業界で優れた実績を持ち、研究開発を基礎とする事業分野の企業経営における豊富な経験と高い見識を有しており、中立的・客観的な視点に基づいた有効な助言をいただき、当社の企業価値の向上を図るうえで必要な人材と判断し、同氏を引き続き当社社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年７ヶ月となります。	

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 竹田 英樹氏及びジョセフ・マクラッケン氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、社外取締役として期待される役割を十分発揮できるよう、竹田 英樹氏及びジョセフ・マクラッケン氏との間で、それぞれ、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。両氏の選任が承認された場合、当社は、両氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、2016年１月以降の当社に所属する取締役（監査等委員である取締役を除く。）、取締役（監査等委員）を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は、全額会社が負担しております。被保険者が利益または便宜の供与を違法に得たこと等に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。原案どおり候補者の再任が承認された場合、引き続き当該契約の被保険者となります。なお、任期途中において同内容で更新する予定であります。
5. 当社は、取締役候補者竹田 英樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する事後交付型株式報酬に係る報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額は、2018年８月15日開催の当社臨時株主総会において、年額200,000千円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図り、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、対象取締役に対し、新たに当社普通株式（以下、「当社株式」という。）及び金銭を一定の期間後に支給する事後交付型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を下記のとおり導入することにつき、ご承認をお願いいたします。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の限度額とは別枠として、本制度に基づき、対象取締役に対して支給する当社株式の割当てのための金銭報酬債権及び金銭の総額を、各役務提供期間（下記（１）にて定義されます。）につき100,000千円以内（うち社外取締役81,400千円以内）として設定いたしたいと存じます。なお、本制度に基づく当社株式及び金銭の支給は、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は４名（うち社外取締役３名）であり、第１号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は３名（うち社外取締役２名）となります。

記

（1）本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、当社取締役会が定める期間（以下、「対象期間」という。なお、当初の対象期間は、本株主総会から2025年３月開催予定の当社定時株主総会の前日までとし、2022年３月開催予定の当社定時株主総会以降も同様に、当社定時株主総会終了後から４年を経過する期間を対象期間として、本株主総会で承認を受けた範囲内で本制度を継続予定）中の勤務継続を条件に、当社取締役会において事前に定める数の当社株式及び金銭を、役務提供期間（対象期間の開始日から、最初に到来する当社定時株主総会の開催日の前日までの期間とする。）分の報酬等として対象期間の終了後に支給する株式報酬制度です。

（2）本制度の仕組み

本制度の具体的な仕組みは以下のとおりです。

① 当社は、各対象取締役の職責の大きさ等に応じた基準金額及び各対象取締役に付与するユニット数を当社取締役会において決定します。（なお、１ユニットは当社株式１株に相当するものとします。）

② 当社は、対象期間満了後、各対象取締役に付与されたユニット数に基づき各対象取締役に支給する当社株式の数及び金銭の額を当社取締役会において決定します。

③ 当社は、上記②で決定された各対象取締役に支給する当社株式の数に応じ、現物出資に供するための金銭報酬債権を各対象取締役に支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により給付することにより、当社株式の割当てを受けます。なお、当社株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

④ 当社は、上記③で支給する金銭報酬債権に加えて、上記②で決定された額の金銭を各対象取締役に支給します。

ただし、上記の数の当社株式の割当てのために対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の額及び金銭の額が上記の総額を超えるおそれがある場合には、当該総額を超えない範囲で、支給する当社株式の数及び金銭の額を按分比例等の合理的な方法によって減少させることとします。

（3）本制度に基づき各対象取締役に支給する当社株式の数及び金銭の額の算定方法

当社は、以下の計算式に基づき、各対象取締役に支給する当社株式の数及び金銭の額を算定します。

① 各対象取締役に付与するユニットの数

基準金額(※1)÷付与時株価(※2)

計算の結果生じる１ユニット未満のユニット数は、小数点以下第１位を四捨五入します。

② 各対象取締役に支給する当社株式の数

上記①で算定された付与するユニット数×75%

計算の結果生じる100株未満の当社株式の数は、100株単位に切上げます。

③ 各対象取締役に支給する金銭の額

（上記①で算定された付与するユニット数－上記②で算定された当社株式の数）×交付時株価(※3)

計算の結果生じる１円未満の端数は、１円単位に切上げます。

※1 基準金額は、各対象取締役の職責の大きさ等に応じて、当社取締役会において対象取締役ごとに決定されます。

※2 付与時株価は、ユニットを付与する年における定時株主総会開催日の前日を起算日とする前１ヵ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均額とします。

※3 交付時株価は、本制度に基づき支給する当社株式の発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

なお、対象取締役に対して支給する当社株式の総数8,600株（うち社外取締役7,000株）を各役務提供期間について支給する当社株式の数の上限とします。ただし、本株主総会における決議の日以降、当社の発行済株式総数が、株式併合、株式分割又は株式無償割当て等によって増減した場合、各対象取締役に支給する金銭報酬債権と金銭の額の総額及び各対象取締役に支給する当社株式の総数は、その比率に応じて合理的に調整するものとします。

（4） 対象取締役に対する当社株式及び金銭の支給の要件

本制度においては、対象期間が終了し、以下の要件を満たした場合には、各対象取締役に対して当社株式及び金銭を支給します。当社が当社株式を支給する際は、当社による株式発行又は自己株式の処分を行い、当社株式を支給する対象となる対象取締役及び当該株式発行又は自己株式の処分に係る募集事項は、対象期間経過後の当社取締役会において決定します。

① 対象期間中に対象取締役が継続して当社の取締役の地位にあったこと
② 当社取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
③ その他本制度の趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

（5）退任時の取扱い

対象取締役が対象期間中に当社の取締役の地位を喪失した場合、当社取締役会が認める場合に限り、対象期間における地位喪失時までの在任期間を踏まえて当社取締役会において定める合理的な方法に基づき調整した数の当社株式及び額の金銭を、合理的に調整した時期に支給します。

（6）組織再編等における取扱い

当社は、対象期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、対象期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の当社株式及び合理的に定める額の金銭につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、対象取締役に支給します。

(ご参考)

当社は、当社及び当社子会社の従業員に対しても、上記と同様の事後交付型株式報酬制度を導入する予定です。なお、当社子会社の従業員に対しては、米国の法律、税務、会計等に準拠して導入する予定です。

以上

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（2020年 1 月 1 日から
2020年12月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当連結会計年度（2020年１月１日～2020年12月31日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い経済活動及び社会生活が制限されている中で、景気の回復には長い期間を要することが予想されており、その先行きがより不透明となっています。

このような状況下において、当社グループは、「Every Life Deserves Attention（すべての命に、光を）」を経営理念として掲げ、そのほとんどが希少疾患に属する遺伝子疾患に対して画期的な新薬を提供することを目標とし、2016年の設立から５期目に当たる当連結会計年度におきましても、技術的基盤となるCRISPR-GNDM®プラットフォームの強みを生かし、「幅のある開発」と「バリューチェーンの補完」を目指し、パートナーに技術プラットフォームであるCRISPR-GNDM®技術を開放してパートナーの選定したターゲットに対してパートナーの資金で治療薬の開発を行う「協業モデルパイプライン」と自社でCRISPR-GNDM®技術を用いてターゲットの選定から行い、自己資金で治療薬の開発を行う「自社モデルパイプライン」の２種類を組み合わせたハイブリッド型ビジネスモデルにより遺伝子疾患治療薬の創出を実現すべく取り組みました。

当連結会計年度においては、協業モデルパイプライン５本、自社モデルパイプライン３本を進めております。協業モデルパイプラインにおいては、パートナーと複数パイプラインの共同研究を着実に進めたことにより、１つのパイプラインでライセンスの開発マイルストン収入（MDL-202）、新たに１つの共同研究開発の契約一時金（MDL-206）及び３つのパイプラインで共同研究開発のマイルストン収入の獲得を達成することが出来ました。また、自社モデルパイプラインにおいては、MDL-101でサルの試験の開始、MDL-104は新規にパイプラインに追加を含め開発を進捗させております。事業開発ではMDL-101他、複数のプログラムにおいてライセンス契約に向けて取り組んでおります。

以上の結果、事業収益は342,000千円（前期比46.9%減少）、営業損失は398,351千円（前期は営業利益157,194千円）、経常損失は439,549千円（前期は経常利益146,351千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は448,407千円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益140,528千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社グループの設備投資の総額は、総額830,015千円であり、主に、米国子会社の研究機器の設備投資やCRISPR/Cas9特許のライセンス契約をいたしました。

(3) 資金調達の状況

2020年８月３日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額2,765,520千円の資金調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 企業集団の対処すべき課題

当社グループでは、継続企業として成長し続けるために対処しなければならない課題を以下のように考えております。

① 研究開発活動における課題

当社グループは、創薬プラットフォームシステム：CRISPR-GNDM®技術を保有・活用しており、既存のモダリティでは実現しえなかったターゲットに対する創薬を実現できるという大きな技術的優位性があると考えております。また、CRISPR-GNDM®技術より創出される遺伝子治療の活用はこれまで困難であった希少疾患への医薬品開発への大きな可能性を秘めております。現在、

当社ではCRISPR-GNDM®技術の更なる強化とそれを用いた自社・提携プログラムの開発を進めております。当社グループは、自社技術の優位性を確保し続けるため、国内外の製薬企業及び研究機関等との共同研究を推進しつつ、今後も自社内における研究開発、その体制の強化及び知財ポジションの強化を進める所存であります。

② 営業活動における課題

当社グループのCRISPR-GNDM®技術を利用した治療薬をより多くの疾患に対して提供するためには、「幅のある開発」と「バリューチェーンの補完」を実現しなければなりません。そのためには、パートナーとより多くのターゲットに対する共同研究開発を実現する連携体制を構築し、また成果物のライセンス契約を進めて販売までの道筋をつくっていく必要があります。国内外の製薬企業と現在ある戦略的かつ補完的な相互関係をさらに広げ、研究開発体制の整備・充実と連動した戦略的な営業活動が重要だと考えております。

③ 内部管理・統制における課題

当社グループの創薬によって患者や医療システムを通じて社会に貢献するため、コーポレート・ガバナンスの強化が重要な課題の一つであると認識しております。研究開発の適正な意思決定と運営管理を行い、経営の健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に治療薬を生み出すことが、ひいては企業価値を向上させることに繋がると考えております。患者、医療従事者、株主をはじめ、すべてのステークホルダーから信頼をいただけるよう、社会に対して説明可能な意思決定及び事業の遂行をしていくことが重要だと考えております。

④ 資金調達における課題

当社グループは、CRISPR-GNDM®技術による創薬を拡大し、また今後の自社開発を実現するために、資金調達を確実に行っていく必要があります。そのため、資金調達手段の確保・拡充に向けて、株式市場からの必要な資金の獲得や銀行からの融資、補助金等を通して、開発に必要な資金調達の多様化を図ってまいります。

⑤　人材の獲得における課題

当社グループは、世界中の製薬会社・バイオベンチャーが研究拠点を置く米国マサチューセッツ州ケンブリッジ市に100%出資の研究開発拠点となる現地法人 Modalis Therapeutics Inc.を置き、ハーバード大学出身のPhD（博士）を中心に世界中から集まる研究人材へのアクセスを高めております。これによりコア・コンピタンスとなるプラットフォーム技術の強化及び創薬研究を高いレベルで維持し、国際的な競争力を実現しております（2020年12月末時点でPhDは９人）。また、試験薬製造などコア以外の機能は外部協力業者を活用し、資本効率を高められるようなリソース配分を行っております。今後、開発の加速、適応疾患の拡大、パイプラインの進捗等に応じて、必要に応じて適切かつ十分な人材確保に努めてまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

①　企業集団の財産及び損益の状況

	第２期 2017年12月期	第３期 2018年12月期	第４期 2019年12月期	第５期 2020年12月期 当連結会計年度
事業収益　（千円）	－	65,297	644,500	342,000
経常利益 又は経常損失（△）　（千円）	－	△213,390	146,351	△439,549
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に帰属 する当期純損失（△）　（千円）	－	△217,909	140,528	△448,407
１株当たり当期純利益 又は１株当たり当期純損失（△）　（円）	－	△10.84	5.96	△17.02
総資産　（千円）	－	1,224,508	3,938,428	6,277,017
純資産　（千円）	－	1,201,779	3,842,542	6,206,857
１株当たり純資産額　（円）	－	△14.84	153.09	217.67

（注）1.　事業収益には、消費税等は含まれておりません。

2.　当社は、2019年12月22日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っており、第３期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び１株当たり純資産額を算出しております。

3.　当社グループでは、第４期より連結計算書類を作成しており、第３期は参考として連結財務諸表の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

	第２期 2017年12月期	第３期 2018年12月期	第４期 2019年12月期	第５期 2020年12月期 当事業年度
事業収益 (千円)	17,921	65,297	644,500	342,000
経常利益 又は経常損失（△) (千円)	△141,200	△228,981	128,822	△467,548
当期純利益 又は当期純損失（△) (千円)	△142,150	△229,932	127,899	△468,758
１株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失（△) (円)	△10.29	△11.44	5.43	△17.79
総資産 (千円)	1,434,334	1,208,442	3,897,549	6,196,133
純資産 (千円)	1,421,735	1,191,802	3,819,701	6,165,582
１株当たり純資産額 (円)	△3.89	△15.33	152.18	216.22

(注) 1. 事業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は、2019年12月22日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っており、第２期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び１株当たり純資産額を算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
Modalis Therapeutics Inc.	5米ドル	100%	遺伝子治療薬開発事業

(11) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

当社の主要な事業内容は、遺伝子治療薬開発事業であります。単一セグメントであり、セグメント別の記載はしておりません。

(12) 主要な営業所（2020年12月31日現在）

① 当社

本社	東京都中央区

② 子会社

Modalis Therapeutics Inc.	Cambridge, MA, USA

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減数
20名	4名増

(注) 従業員数には、臨時従業員2名は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
3名	0名	45.0歳	1.9年

(注) 従業員数には、臨時従業員1名は含まれておりません。

(14) 主要な借入先（2020年12月31日現在）

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　　100,400,000株

（2）発行済株式総数　　28,515,600株

（3）株主数　　10,311名

（4）大株主（上位10名）

株　主　名	持　株　数	持 株 比 率
株式会社ライフサイエンスイノベーションマネジメント	4,831,800株	16.94%
濡木 理	4,348,600株	15.25%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,531,200株	8.88%
富士フイルム株式会社	1,136,500株	3.99%
協創プラットフォーム開発1号投資事業有限責任組合	1,000,000株	3.51%
ファストトラックイニシアティブ2号投資事業有限責任組合	715,200株	2.51%
SBIフェニックス1号投資事業有限責任組合	700,000株	2.45%
大田 誠	663,900株	2.33%
New Life Science1号投資事業有限責任組合	600,000株	2.10%
PEGASUS TECH VENTURES, COMPANY 1, L.P.	600,000株	2.10%

（注）　自己株式は保有しておりません。

3. 会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
森田 晴彦	代表取締役社長	Modalis Therapeutics Inc. CEO 株式会社ライフサイエンスイノベーションマネジメント 取締役
濡木 理	取締役	東京大学大学院理学系研究科生物科学専攻生物化学講座 教授 株式会社キュライオ 取締役
竹田 英樹	取締役	株式会社Medical Patent Research 代表取締役 株式会社シーテックス 社外取締役 シンクサイト株式会社 社外監査役 株式会社バイカ・セラピュティクス 社外取締役
ジョセフ・マクラッケン	取締役	Savara Inc.（SVRA） Board member 株式会社レグイミューン 社外取締役 Kindred Biosciences （KIN） Board member Neuropore Therapies Inc. Board member Lumos Pharma, Inc. （LUMO） Board member
嶋根 みゆき	取締役 (常勤監査等委員)	
田島 照久	取締役 (監査等委員)	田島公認会計士事務所 代表 株式会社ロングリーチグループ 社外監査役 クオンタムバイオシステムズ株式会社 社外監査役 ビアメカニクス株式会社 社外監査役 株式会社PRISM BioLab 社外監査役 トーセイ・リート投資法人 監督役員 オンコセラピー・サイエンス株式会社 社外監査役 一般財団法人飯田財団 監事 株式会社田島会計事務所 代表取締役 レナセラピューティクス株式会社 社外監査役 ファーストキッチン株式会社 社外監査役 ウェンディーズ・ジャパン株式会社 社外監査役 株式会社旺文社 社外監査役 株式会社ニュージェン・ファーマ 社外監査役 株式会社S'UIMIN 社外監査役 OiDE BetaRevive株式会社 会計参与 富士通コンポーネント株式会社 社外取締役（監査委員） OiDE OptoEye株式会社 会計参与
古田 利雄	取締役 (監査等委員)	クレア法律事務所 代表 ネットイヤーグループ株式会社 取締役（監査等委員） 株式会社キャンバス 取締役（監査等委員） 株式会社ゼンリンデータコム 社外監査役

（注）1. 取締役 濡木 理氏、竹田 英樹氏及びジョセフ・マクラッケン氏ならびに監査等委員である取締役 嶋根 みゆき氏、田島 照久氏及び古田 利雄氏は、社外取締役であります。

2. 当社は、取締役 竹田 英樹氏、監査等委員である取締役 嶋根 みゆき氏、田島 照久氏及び古田 利雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 当社は、監査の実効性を高め、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、監査等委員である取締役の嶋根 みゆき氏を常勤監査等委員に選定しております。
4. 監査等委員である取締役 田島 照久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員である取締役 古田 利雄氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役 ジョセフ・マクラッケン氏は、2020年12月15日をもってAlkahest, Inc.のBoard memberを退任しました。
7. 監査等委員である取締役 田島 照久氏は、2020年７月22日をもってOiDE RYO-UN株式会社の会計参与を退任しました。
8. 監査等委員である取締役 古田 利雄氏は、2020年11月27日をもって株式会社トランザクションの社外取締役を退任しました。
9. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

氏　　名	地位	担当及び重要な兼職の状況
小林 直樹	執行役員	CFO、経営管理部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 濡木 理氏、竹田 英樹氏、ジョセフ・マクラッケン氏、取締役（監査等委員）嶋根 みゆき氏、田島 照久氏及び古田 利雄氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額としています。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区分	支給人数（名）	報酬等の額（千円）
取締役（監査等委員を除く）	3	22,800
（うち社外取締役）	(2)	(2,800)
取締役（監査等委員）	3	11,070
（うち社外取締役）	(3)	(11,070)
合計	6	33,870
（うち社外役員）	(5)	(13,870)

（注）1. 2018年８月15日開催の臨時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬額を年額200,000千円以内とする旨を決議しております。
2. 2018年８月15日開催の臨時株主総会において、取締役（監査等委員）の報酬額を年額20,000千円以内とする旨を決議しております。
3. 取締役（監査等委員を除く）のうち１名は、無報酬であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

・社外取締役の濡木 理氏は、東京大学大学院理学系研究科生物科学専攻生物化学講座の教授、株式会社キュライオの取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・社外取締役の竹田 英樹氏は、株式会社Medical Patent Researchの代表取締役、株式会社シーテックスの社外取締役、シンクサイト株式会社の社外監査役、株式会社バイカ・セラピュティクスの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・社外取締役のジョセフ・マクラッケン氏は、Savara Inc.（SVRA）の Board member、株式会社レグイミューンの社外取締役、Kindred Biosciences（KIN） の Board member、Neuropore Therapies Inc. の Board member、Lumos Pharma, Inc.（LUMO）のBoard memberであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・社外取締役（監査等委員）の田島 照久氏は、田島公認会計士事務所の代表、株式会社ロングリーチグループの社外監査役、クオンタムバイオシステムズ株式会社の社外監査役、ビアメカニクス株式会社の社外監査役、株式会社PRISM BioLabの社外監査役、トーセイ・リート投資法人の監督役員、オンコセラピー・サイエンス株式会社の社外監査役、一般財団法人飯田財団の監事、レナセラピューティクス株式会社の社外監査役、ファーストキッチン株式会社の社外監査役、ウェンディーズ・ジャパン株式会社の社外監査役、株式会社旺文社の社外監査役、株式会社ニュージェン・ファーマの社外監査役、株式会社S'UIMINの社外監査役、OiDE BetaRevive株式会社の会計参与、富士通コンポーネント株式会社の社外取締役（監査委員）、OiDE OptoEye株式会社の会計参与であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・社外取締役（監査等委員）の古田 利雄氏は、クレア法律事務所の代表、ネットイヤーグループ株式会社の取締役（監査等委員）、株式会社キャンバスの取締役（監査等委員）、株式会社ゼンリンデータコムの社外監査役の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主要な活動状況

氏　　名	地位	主な活動状況
濡木 理	取締役	当事業年度に開催された取締役会22回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、構造生物学の権威として豊富な知識及び幅広い見識を有し、科学者の観点から事業戦略について適宜発言を行っております。
竹田 英樹	取締役	当事業年度に開催された取締役会22回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、企業の経営と知的財産権分野における豊富な経験と高い見識から、事業戦略、経営全般について適宜発言を行っております。
ジョセフ・マクラッケン	取締役	当事業年度に開催された取締役会22回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、企業の経営と医薬品事業の事業開発における豊富な経験と高い見識から、事業戦略、経営全般について適宜発言を行っております。
嶋根 みゆき	取締役 (常勤監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会22回のすべてに、また、監査等委員会19回のすべてに出席いたしました。常勤監査等委員として当社取締役の業務執行状況を監視し、創薬に関する専門的見地から、必要な発言を適宜行っております。
田島 照久	取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会22回のすべてに、また、監査等委員会19回のすべてに出席いたしました。主に公認会計士としての豊富な経験と専門的見地から、必要に応じ、適宜発言を行っております。
古田 利雄	取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会22回のすべてに、また、監査等委員会19回のすべてに出席いたしました。主に弁護士としての豊富な経験と専門的見地から、当社のコンプライアンス体制を中心に適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は同法第425条第１項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,500千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,500千円

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬の算出根拠等を精査した上で、当該会計監査人の報酬等について妥当であると判断し、同意しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月１回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの体制・仕組みづくりとコンプライアンス意識の啓発活動を行い、必要に応じて社長に対する助言を行うとともに、平素の業務執行全般にわたるコンプライアンス意識を高めるべく、役職員に対し研修等を実施する。

さらに、取締役による法令等に抵触しもしくはその疑いのある職務執行についての相談、通報等に関しコンプライアンス相談窓口制度を適切に運用し、不正行為等の早期発見とその是正を図る。

なお、会計監査人及び監査等委員による監査と別に、内部監査規程に基づき監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び文書管理規程に基づき、文書等の保存を行う。

また、情報の管理については情報システム管理規程及び運用実施要領、個人情報保護については必要に応じガイドライン等を定め、適切に対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、平時から全社横断的な情報交換と各部門の有するリスクの洗い出しを実施してリスクの軽減に取り組むとともに、有事においては危機管理規程に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置して危機管理にあたる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月１回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

また、業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定するとともに、各部門においてはその目標達成に向け具体策を立案し実行する。

なお、これら職務執行の適正性・効率性については、内部監査規程に基づき監査を実施する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、従業員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、教育の機会や日常のミーティング等を通じて指導する。

また、従業員による法令等に抵触しもしくはその疑いのある職務執行についての相談、通報等に関しコンプライアンス相談窓口制度を適切に運用し、不正行為等の早期発見とその是正を図る。

なお、これら職務執行の適正性・効率性については、内部監査規程に基づき監査を実施する。

⑥ 会社の属する企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は特定の企業集団に属していない。当社の子会社については、当社同等の内部統制システムの構築を通じて業務の適正を確保する。

⑦ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社では、監査等委員の判断により、当社の規模に鑑み、監査等委員の職務を補助すべき独立した使用人を設置していないが、監査等委員が当該使用人の設置を求めたときは遅滞なく、監査等委員の業務補助のため補助使用人を置く。

専任でない補助使用人が監査等委員補助職務を担う場合には、監査等委員の当該補助使用人に対する指揮命令に関しては取締役以下当該補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けず、当該補助使用人の人事処分には監査等委員の同意を必要とする。

⑧ 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制、その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員に報告する。

また、常勤監査等委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

なお、監査等委員は、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換など連携を図ることによって、監査等委員監査の実効性を確保する。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、関連諸規程を整備し、内部統制システムを構築する。

内部統制システムの機能の適正性を継続的に評価し、必要に応じて是正することによって、金融商品取引法及び関連法令等への適合性を確保する。

⑩ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「倫理規程」に基づき、市民社会の秩序・安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力からの不当要求や働きかけに対しては、毅然と対応することによって、反社会的勢力を排除する。

この基本方針と対応方針を徹底するために、反社会的勢力に対応する主管部署を経営管理部に定めるとともに、不当要求や働きかけがあったときは反社会的勢力対応要領に基づき直ちに主管部署に報告し組織的に対応する。

⑪ この基本方針及び規程等の見直しについて

当社は、今後この基本方針及び規程等を常に見直し、必要に応じ改正することによって、事業内容の拡充や周辺環境の変化に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に基づき、企業として業務の適正を確保するための体制整備と適切な運用に努めるため、以下、具体的取り組みを行っております。

① 取締役会は、取締役７名で構成され、選任済みの監査等委員（全員が社外取締役）も毎回出席しております。

当事業年度（2020年１月～2020年12月）において取締役会は22回（定例12回、臨時10回）開催され、各議案についての審議及び決定、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定の迅速化及び監督の実効性は確保されております。

② 損失の危険の管理については、リスク管理規程・内部監査規程の整備を行い遵守しました。
さらに、内部監査につきましては、業務監査実施項目及び実施方法を検討した上で、実施しております。

③ 監査等委員による監査については、監査等委員会を構成し、同会において監査等委員会規則、監査等委員監査基準、監査計画等を決定し、監査を実施することで、実効性を高めております。
また、監査等委員は、取締役社長及び各業務執行取締役、監査法人、並びに内部監査担当者と必要に応じて会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況等について意見交換を行っております。

④ 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築とその仕組みが適正に機能していることについて、取締役社長指示の下で内部監査担当者が内部監査を実施し、不備があれば必要な是正措置を行っており、整備と運用の改善を今後とも進めてまいります。

⑤ 反社会的勢力を排除するため、「反社会的勢力排除規程」及び「コンプライアンス行動規範」で定めるところの『反社会的勢力に対しては全社を挙げて毅然とした態度で臨み、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との関わりを一切持たないこと』を社内教育等で徹底しております。
また、反社会的勢力排除に関して外部機関と連携し、指導を受けるとともに情報収集を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針
該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針
当社は設立以来配当を実施しておらず、また、今後も多額の先行投資を行う研究開発活動を計画的に実施していくため、当面は配当を実施せず、研究開発活動の継続に備えた資金の確保を優先する方針であります。しかしながら、株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ、利益配当も検討する所存であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科　　目	金　額	科　　目	金　額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**5,448,546**	**流動負債**	**58,266**
現金及び預金	5,421,476	未払金	18,159
その他	27,070	未払費用	17,156
固定資産	**828,470**	未払法人税等	21,619
有形固定資産	**49,774**	その他	1,331
建物	92	**固定負債**	**11,893**
機械装置	48,448	繰延税金負債	11,893
工具、器具及び備品	1,233	**負債合計**	**70,160**
無形固定資産	**767,819**	**(純資産の部)**	
特許実施権	767,445	**株主資本**	**6,208,855**
ソフトウエア	374	資本金	2,707,320
投資その他の資産	**10,876**	資本剰余金	4,029,055
その他	10,876	利益剰余金	△527,519
		その他の包括利益累計額	**△1,998**
		為替換算調整勘定	△1,998
		純資産合計	**6,206,857**
資産合計	**6,277,017**	**負債及び純資産合計**	**6,277,017**

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
事業収益		**342,000**
事業費用		
研究開発費	531,896	
販売費及び一般管理費	208,454	740,351
営業損失		**398,351**
営業外収益		
受取利息	52	
補助金収入	79	
雑収入	285	417
営業外費用		
上場関連費用	20,104	
為替差損	4,967	
株式交付費	16,374	
雑損失	169	41,614
経常損失		**439,549**
税金等調整前当期純損失		**439,549**
法人税、住民税及び事業税	1,210	
法人税等調整額	7,648	8,858
当期純損失		**448,407**
親会社株主に帰属する当期純損失		**448,407**

（注）金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,300,000	2,621,735	△79,112	3,842,623
当期変動額				
新株の発行	1,407,320	1,407,320		2,814,640
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△448,407	△448,407
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	1,407,320	1,407,320	△448,407	2,366,232
当期末残高	2,707,320	4,029,055	△527,519	6,208,855

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△80	△80	3,842,542
当期変動額			
新株の発行			2,814,640
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△448,407
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,918	△1,918	△1,918
当期変動額合計	△1,918	△1,918	2,364,314
当期末残高	△1,998	△1,998	6,206,857

（注）金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科　　目	金　額	科　　目	金　額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**5,370,000**	**流動負債**	**30,550**
現金及び預金	5,251,228	未払金	1,118
前渡金	101,627	未払費用	6,481
前払費用	6,244	未払法人税等	21,619
その他	10,900	預り金	1,331
		その他	0
固定資産	**826,133**	**負債合計**	**30,550**
無形固定資産	**767,445**	(純資産の部)	
特許実施権	767,445	**株主資本**	**6,165,582**
投資その他の資産	**58,688**	**資本金**	**2,707,320**
関係会社株式	0	**資本剰余金**	**4,029,055**
関係会社長期貸付金	57,960	資本準備金	3,462,320
その他	727	その他資本剰余金	566,735
		利益剰余金	**△570,792**
		その他利益剰余金	△570,792
		繰越利益剰余金	△570,792
		純資産合計	**6,165,582**
資産合計	**6,196,133**	**負債及び純資産合計**	**6,196,133**

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2020年 1 月 1 日から
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
事業収益		**342,000**
事業費用		
研究開発費	559,010	
販売費及び一般管理費	208,454	767,465
営業損失		**425,465**
営業外収益		
受取利息	1,095	
補助金収入	79	
雑収入	5	1,179
営業外費用		
上場関連費用	20,104	
為替差損	6,615	
株式交付費	16,374	
雑損失	169	43,262
経常損失		**467,548**
税引前当期純損失		**467,548**
法人税、住民税及び事業税		1,210
当期純損失		**468,758**

（注）金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

（2020年 1 月 1 日から
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	1,300,000	2,055,000	566,735	2,621,735	△102,033	△102,033	3,819,701	3,819,701
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	1,407,320	1,407,320		1,407,320			2,814,640	2,814,640
当期純損失（△）					△468,758	△468,758	△468,758	△468,758
当期変動額合計	1,407,320	1,407,320	－	1,407,320	△468,758	△468,758	2,345,881	2,345,881
当 期 末 残 高	2,707,320	3,462,320	566,735	4,029,055	△570,792	△570,792	6,165,582	6,165,582

（注）金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年２月22日

株式会社モダリス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　島　　義　浩　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　坂　井　知　倫　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社モダリスの2020年１月１日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モダリス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年２月22日

株式会社モダリス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　島　　義　浩　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　坂　井　知　倫　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社モダリスの2020年１月１日から2020年12月31日までの第５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年１月１日から2020年12月31日までの第５期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査等委員が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び主要な使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年２月25日

株式会社モダリス　監査等委員会

常勤監査等委員　嶋根　みゆき　㊞

監　査　等　委　員　田島　照久　㊞

監　査　等　委　員　古田　利雄　㊞

(注) 監査等委員嶋根みゆき、田島照久及び古田利雄は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

日　時

2021年３月30日(火曜日)　午前10時
(受付開始：午前９時30分)



交通のご案内

東京メトロ銀座線・半蔵門線
「三越前」駅より直結

JR総武快速線
「新日本橋」駅より直結

駐車場はございませんので、お車での
ご来場はご遠慮ください 。

会　場

室町ちばぎん三井ビルディング
８階（COREDO室町３）
東京都中央区日本橋室町１丁目５番５号

スマートフォンやタブレット端末から
右記のQRコードを読み取るとGoogle
マップにアクセスいただけます。

当日ご来場の際は、当社ウェブサイトに新型コロナウイルス感染症対策などのご案内及びご協力のお願いを掲載しております。
また、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合をはじめ、最新の情報を随時に掲載・更新しておりますので、事前のご確認をお願いいたします。
当社ウェブサイト（https://www.modalistx.com/jp/ir/meeting/）

UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。